

議案第 1 4 3 号 大津市手数料条例の一部を改正する

条例の制定について

それでは、議案第 1 4 3 号 大津市手数料条例の一部を改正する
条例の制定について、資料により説明いたします。

資料の 2 ページをご覧ください。

まず、条例改正の背景についてですが、令和 5 年 5 月に「宅地造成
等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、盛土等規制法）
に改正されたことを受け、本市におきましては、令和 7 年 4 月 1 日よ
り同法律の制度運用を予定しております。

盛土規制法では、規制区域や規制対象の拡大に加え、中間検査の実
施など、審査等において業務量が増加することになるため、これまで
の宅地造成等規制法に関する手数料を廃止し、新たに盛土規制法に
関する手数料として定めるものです。

また、都市計画法の開発許可等に関する手数料におきましても、全
庁的に手数料の見直しを行う中で、盛土規制法に関する手数料の単
価との整合性を図るため、あわせて改定するものです。

3 ページをご覧ください。

条例改正の内容について説明いたします。

(1) 盛土規制法の許可等に係る新規設定の手数料の一覧表になります。

条例別表の条項番号、手数料の名称、1件あたりの金額になります。金額は造成面積や変更許可内容により異なりますが、手数料毎にまとめて記載しております。詳細は、9ページ以降の新旧対照表をご参照ください。

4から5ページは(2)都市計画法の許可等に係る変更する手数料の一覧表になります。

1件あたりの金額は、現行と改正後の金額を並記して記載しております。先に説明いたしました新規設定の手数料と同様に、造成面積や変更許可内容により金額が異なりますが、手数料毎にまとめております。詳細は、9ページ以降の新旧対照表をご参照ください。

5ページの後段に、(3)廃止する手数料として、旧宅地造成等規制法に関する手数料を記載しております。

6ページをご覧ください。

手数料算定方法について説明いたします。

手数料算定の考え方ですが、国が示す算定例に基づき手数料を定めることとします。人件費及び物件費の計算に用いる単価は、大津市

の直近３年間（令和３年度から令和５年度）の平均決算額とします。

７ページをご覧ください。

今後のスケジュール（案）ですが、１１月通常会議に条例（案）を提出させていただき、議決後に条例の公布を予定しております。その後、令和７年４月１日の条例施行までの３か月を周知期間とし、制度の運用と合わせて、改正後の手数料を適用してまいります。

８ページをご覧ください。

参考資料としまして、改定後の手数料の見込みについてですが、昨年度の手数料決算額を、改定後の手数料に置き換えて計算しますと、年間で約７０万２千円の増額となります。また、令和７年度からは盛土規制法が施行され、規制区域や規制対象の拡大に伴い、許可件数で増加が見込まれることから、更なる増額になることが見込まれます。

以上、「大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を終わります。